

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)について、文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果等を勧告し、学長が当該手当額を10%の範囲内で経営協議会の議に基づき、これを増減できることとしている。

なお平成23年度は当該手当への反映はしていない。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成22年人事院勧告に基づき、期末特別手当の12月の支給率を100分の150から100分の155に改めた。(施行日:平成23年12月1日)
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号、以下「特例法」という。)(人事院勧告に係る給与改定に限る。)の施行に伴い、基本給について、「月額1,060,000円又は989,000円のうちから国立大学法人信州大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)の議に基づき学長が定める額」を、「月額1,055,000円又は984,000円のうちから国立大学法人信州大学経営協議会の議に基づき学長が定める額」に改めた。(施行日:平成24年3月31日)

理事

- ・平成22年人事院勧告に基づき、期末特別手当の12月の支給率を100分の150から100分の155に改めた。(施行日:平成23年12月1日)
- ・特例法(人事院勧告に係る給与改定に限る。)の施行に伴い、基本給について、「月額917,000円、838,000円、780,000円又は724,000円のうちから経営協議会の議に基づき学長が定める額」を、「月額912,000円、834,000円、776,000円又は720,000円のうちから経営協議会の議に基づき学長が定める額」に改めた。(施行日:平成24年3月31日)

理事(非常勤)

改定なし

監事

- ・平成22年人事院勧告に基づき、期末特別手当の12月の支給率を100分の150から100分の155に改めた。(施行日:平成23年12月1日)
- ・特例法(人事院勧告に係る給与改定に限る。)の施行に伴い、基本給月額を「724,000円」から「720,000円」に改めた。(施行日:平成24年3月31日)

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,948	11,868	4,335	24 (通勤手当) 276 (単身赴任手当) 356 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
A理事	13,644	8,688	3,404	420 (単身赴任手当) 1,042 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	14,396	10,056	3,673	276 (単身赴任手当) 301 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
C理事	14,120	10,056	3,673	301 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
D理事	14,144	10,056	3,673	24 (通勤手当) 301 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
E理事	14,523	10,056	3,728	348 (単身赴任手当) 301 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	4月1日		
理事 (非常勤)	1,680	1,680					
監事	12,211	8,688	3,173	260 (地域手当) 89 (寒冷地手当)		3月31日	
監事 (非常勤)	3,220	3,220					

注1:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域に在勤している者、又は本法人赴任直前に民間賃金の高い地域に在勤していたことにより、給与の調整がなされていた者に対し支給されているものである。

注2:「前職」欄の「」は役員出向者を、「」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日 年 月	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
理事 (非常勤)					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局、職種ごとの職員定数を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行なう。非常勤職員については運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築しているため、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給：昇給(査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が極めて良好な職員及び特に良好な職員については、前述にかかわらず各々の昇給区分に応じ上位の号給に昇給させることができる。
基本給：昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給：降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに十分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・平成22年の人事院勧告等を基調とした給与制度の改正を行なった。
号給の調整(施行日：平成23年4月1日)
H22.1.1に昇給をした者で、かつ施行日において43歳未満の職員の号給を1号給上位とした。(ただし、H23.4.1に最高号給である者については対象外。)
- ・期末・勤勉手当(施行日：平成23年12月1日)
12月期の支給割合を2.0月から2.05月に改めた。指定職については1.50月から1.55月に改めた。
- ・特例法(人事院勧告に係る改定に限る。)の施行に伴い、給与制度の改正を行なった。(ただし、教育職基本給表(二)及び(三)は除く。)(施行日：平成24年3月31日)
- 基本給表
基本給月額について、平均0.2%減額した。(ただし、中高年層に限定。)また、指定職は0.5%減額した。
- 職務調整額
基本給月額の引下げに伴い職務調整額を改定した。
- ・地域手当の支給率を、平成23年4月1日から平成24年3月31日限りで2.6%から3%に改めた。(施行日：平成23年12月1日、適用日：平成23年4月1日)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,896	43.1	6,471	4,865	46	1,606
事務・技術	435	41.9	5,237	3,976	74	1,261
教育職種 (大学教員)	825	49.0	8,305	6,184	43	2,121
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	470	34.4	4,536	3,462	27	1,074
技能・労務職種	4	53.5	5,245	3,975	168	1,270
教育職種 (附属高校教員)	16	39.3	6,707	5,144	29	1,563
教育職種 (附属義務教育学校教員)	60	40.3	6,677	5,089	25	1,588
教育職種 (外国人教師等)	4	43.8	7,098	5,459	124	1,639
医療職種 (病院医療技術職員)	72	41.0	5,273	3,995	50	1,278
その他医療職種 (医療技術職員)	3	47.8	5,227	3,962	8	1,265
その他医療職種 (看護師)	5	49.9	5,379	4,025	58	1,354
指定職種	2	61.0	14,051	10,440	12	3,611

非常勤職員	81	34.8	3,331	2,722	25	609
事務・技術	7	52.2	3,226	2,470	29	756
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	13	32.3	3,724	3,724	18	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	46.8	2,516	1,941	24	575
医療職種 (病院医療技術職員)	49	29.9	3,106	2,422	21	684
研究職種	7	46.5	4,636	3,601	60	1,035
その他	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注3:「技能・労務職種」とは、教務助手等を指す。

注4:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を指す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6:非常勤職員の「教育職種(大学教員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:「その他」とは、コーディネーター等を指す。

(年俸制適用者)

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	102	43.5	5,383	5,383	1	0
研究職種	11	42.3	3,738	3,738	0	0
特任教員	21	60.4	5,312	5,312	0	0
特定有期雇用教員	39	39.3	6,609	6,609	0	0
特定有期雇用職員	2					
助教(診療)	29	38.6	4,638	4,638	0	0

注1:本法人には年俸制を適用する「常勤職員」「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注2:年俸制を適用する非常勤において、事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当する職員がないため、記載を省略した。

注3:「特定有期雇用職員」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

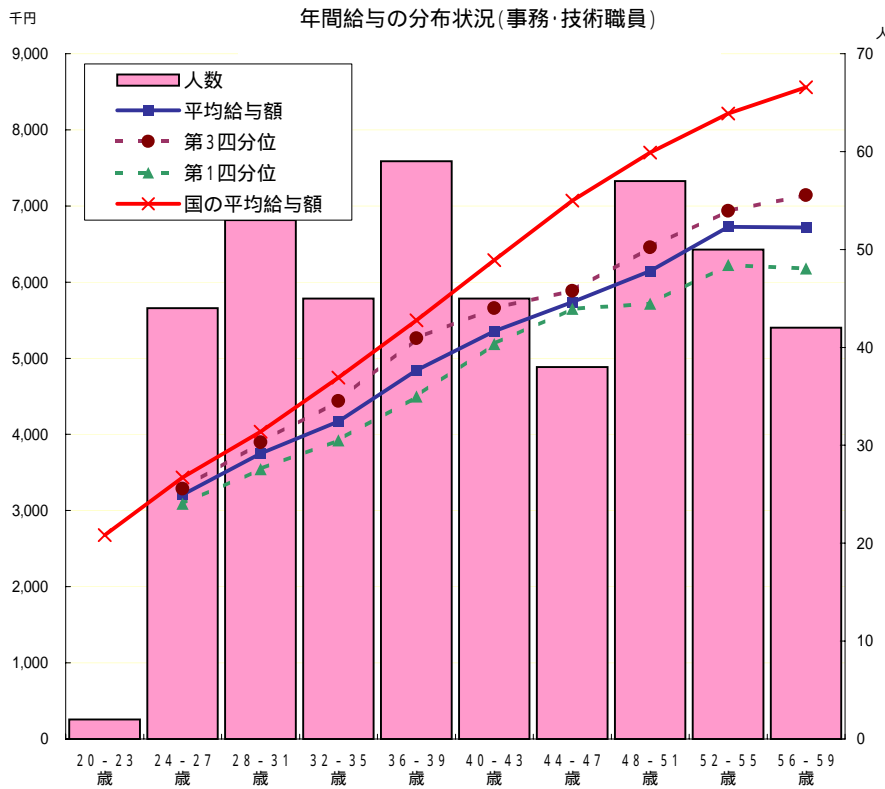
注4:「特任教員」とは、特別の教育、学生指導、国際交流、入学試験(アドミッション)、研究、産学官地域連携、知的財産、学術情報、大学運営等又は特別の診療若しくは研修医の指導等に携わる教育職員を指す。

注5:「特定有期雇用教員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う教育職員を指す。

注6:「特定有期雇用職員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う職員を指す。

注7:「助教(診療)」とは、医学部附属病院において研究活動のほか教育及び研究に係る診療活動に従事する者を指す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

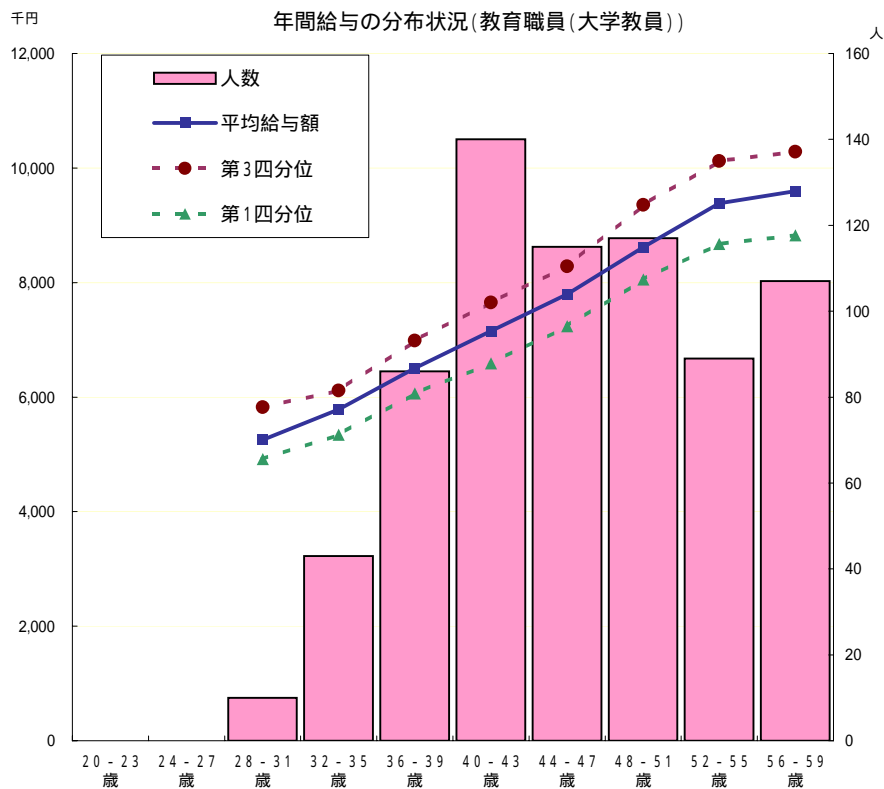
注2: 年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	57.2	-	10,042	-
課長	20	55.8	7,378	8,011	8,353
課長補佐	42	52.7	6,386	6,622	6,771
主査	160	47.0	5,488	5,798	6,132
主任	64	39.8	4,192	4,728	5,105
係員	146	31.9	3,282	3,747	4,096

注1: 「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

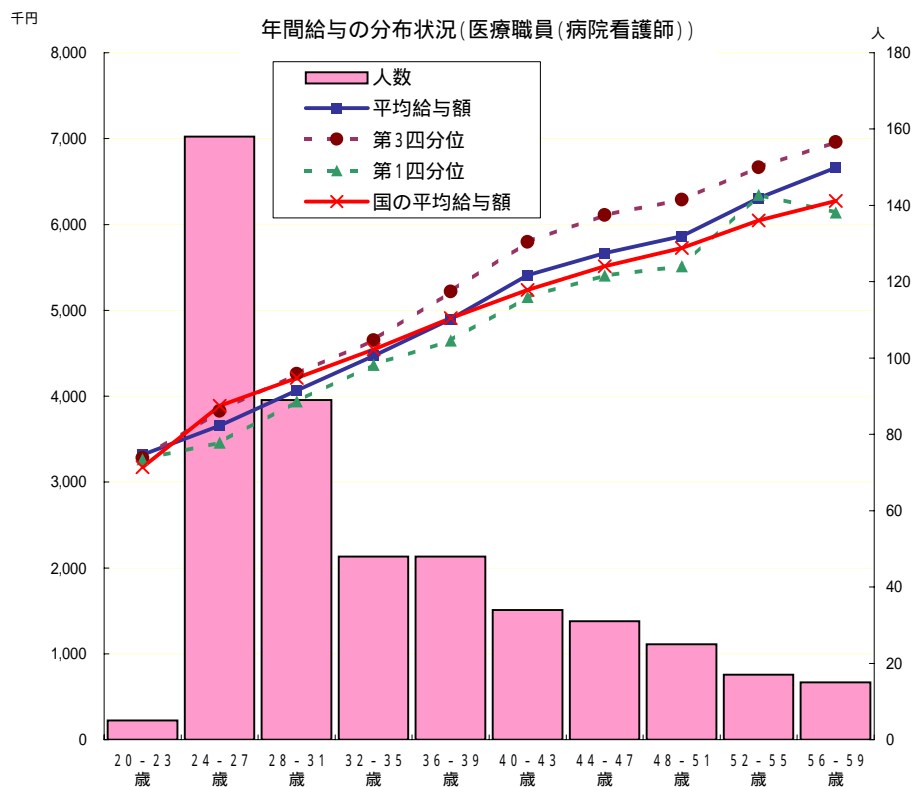
注2: 「課長」には、課長相当職である「副学部長(事務担当)」、「副館長(事務担当)」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	332	56.6	9,272	9,854	10,346		
准教授	276	46.0	7,412	7,814	8,310		
講師	57	44.0	6,505	7,028	7,626		
助教	156	40.4	5,851	6,206	6,611		
助手	4	41.3	-	4,839	-		

注1:「助手」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
看護部長	1		-			-	
副看護部長	5	54.5	6,610	6,880	7,028		
看護師長	25	49.6	6,111	6,384	6,682		
副看護師長	52	44.4	5,469	5,727	6,102		
看護師	385	31.7	3,671	4,182	4,545		
准看護師	2	46.0	-	4,263	-		

注1:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:「准看護師」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	主査 技術専門職員 主任	課長補佐 副学部長補佐 図書館専門職 技術専門員 主査	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当) 技術専門員
人員 (割合)	435	52 (12.0%)	113 (26.0%)	183 (42.1%)	57 (13.1%)	20 (4.6%)
年齢(最高～最低)		32～22	59～28	59～35	59～42	59～51
所定内給与 年額(最高～最低)		2,828～1,873	4,321～2,495	4,992～2,919	5,480～3,624	6,774～4,828
年間給与額 (最高～最低)		3,623～2,465	5,605～3,300	6,460～3,890	7,212～4,892	8,727～6,532

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	学長が認める職務	学長がその都度認める職務
人員 (割合)	6 (1.4%)	1 (0.2%)	3 (0.7%)		
年齢(最高～最低)	59～50	～	59～53	～	～
所定内給与 年額(最高～最低)	7,810～5,929	～	8,027～6,305	～	～
年間給与額 (最高～最低)	10,196～7,811	～	10,731～8,716	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	825	4 (0.5%)	156 (18.9%)	57 (6.9%)	276 (33.5%)	332 (40.2%)
年齢(最高～最低)		58～30	61～30	63～30	64～32	64～39
所定内給与 年額(最高～最低)		4,109～3,219	5,781～3,228	6,948～3,730	7,455～4,094	9,809～5,465
年間給与額 (最高～最低)		5,428～4,099	7,507～4,287	9,251～5,067	9,680～5,411	13,131～7,370

(教育職員(大学教員))

区分	6級
標準的な職位	学長が認める職務
人員 (割合)	人
年齢(最高 ~最低)	~
所定内給与 年額(最高- 最低)	千円
年間給与額 (最高-最低)	千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師 保健師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 470	人 2 (0.4%)	人 385 (81.9%)	人 52 (11.1%)	人 25 (5.3%)	人 5 (1.1%)
年齢(最高 ~最低)		~	58~23	58~32	58~37	59~50
所定内給与 年額(最高- 最低)		千円 ~	千円 5,003~2,474	千円 5,091~3,352	千円 5,314~3,816	千円 5,706~4,656
年間給与額 (最高-最低)		千円 ~	千円 6,570~3,265	千円 6,742~4,476	千円 7,200~5,133	千円 7,495~6,344

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 1 (0.2%)	人
年齢(最高 ~最低)	~	~
所定内給与 年額(最高- 最低)	千円 ~	千円 ~
年間給与額 (最高-最低)	千円 ~	千円 ~

注:1級及び6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	66.5%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5%	33.5%	34.9%
	最高～最低	48.9～32.2%	41.5～29.8%	45.2～30.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	67.7%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	32.3%	33.5%
	最高～最低	38.0～32.0%	39.6～29.5%	38.8～30.7%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	66.2%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.3%	33.8%	35.0%
	最高～最低	45.3～32.9%	45.6～30.6%	45.3～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	67.9%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	32.1%	33.3%
	最高～最低	44.7～32.3%	41.4～29.8%	43.0～31.0%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.6%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	32.4%	33.6%
	最高～最低	38.0～31.8%	35.3～29.3%	36.6～30.5%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	84.1
対他の国立大学法人等	96.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	95.3
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.7
対他の国立大学法人等	98.8

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84.1		
	参考	地域勘案	90.6
		学歴勘案	84.4
		地域・学歴勘案	90.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 15,992百万円、支出予算の総額 43,804百万円・平成23年度予算)		
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
	【検証結果】 -		
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を下回っており、主務大臣の検証結果も適正であるということから、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 98.7		
	参考	地域勘案	98.5
		学歴勘案	96.6
		地域・学歴勘案	99.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 15,992百万円、支出予算の総額 43,804百万円・平成23年度予算)		
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
	【検証結果】 -		
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を下回っており、主務大臣の検証結果も適正であるということから、今後も適正な給与水準の維持に努める。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.7

なお、この比較指標は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増 減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,817,655	千円 13,751,558	千円 (%) 66,097 (0.5%)	千円 (%) 66,097 (0.5%)
退職手当支給額 (B)	千円 1,108,062	千円 1,215,927	千円 (%) 107,865 (8.9%)	千円 (%) 107,865 (8.9%)
非常勤役員等給与 (C)	千円 5,360,886	千円 5,070,126	千円 (%) 290,760 (5.7%)	千円 (%) 290,760 (5.7%)
福利厚生費 (D)	千円 2,376,597	千円 2,234,801	千円 (%) 141,796 (6.3%)	千円 (%) 141,796 (6.3%)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 22,663,200	千円 22,272,412	千円 (%) 390,788 (1.8%)	千円 (%) 390,788 (1.8%)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

前年度との比較

・給与、報酬等支給総額

平成22年人事院勧告に基づき平成23年4月1日に43歳未満の職員の号給回復を実施したことが主な要因となり、対前年度0.5%の増となった。

・最広義人件費

定年退職者の減等により退職手当支給額は対前年度8.9%の減となっている一方、非常勤職員の人件費については承継職員削減に対応する非常勤職員や病院収入等の運営費交付金以外の経費により雇用される職員が増加したことから対前年度5.7%の増となっており、それに伴い福利厚生費も対前年度6.3%の増となっていることから、結果として対前年度1.8%の増となった。

人件費削減の取組状況について

)中期目標における取組

・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に、国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

)中期計画における取組

・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

)人件費削減の取組の進ちょく状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考ええる。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,970,437	15,644,593	15,368,949	14,767,082	14,251,455	13,751,558	13,817,655
人件費削減率 (%)		2.0	3.8	7.5	10.8	13.9	13.5
人件費削減率(補正值) (%)		2.0	4.5	8.2	9.1	10.7	10.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%、1.5%、0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

役員の報酬について
・平成24年4月から実施

職員の給与について
・平成24年4月から実施